

長寿社会課からのお知らせ

1 介護保険制度における山口県の「中山間地域等」について

このことについて、令和6年4月以降の山口県の状況をとりとまとめ、令和6年4月1日（月）に「かいごへるぷやまぐち」に一覧表を掲載する予定とじていますので、御確認いただくようお願いいたします。

なお、「特別地域加算」及び「中山間地域等における小規模事業所加算」の算定に伴う加算の届出についても、4月以降、新たに算定する場合、又は変更する場合は、他の加算と同様4月9日（火）までに所管の健康福祉センターに届出の提出が必要となります。

2 老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（長寿社会課関係）の一部改正について

上記改正について、以下のリンクに改正の概要を掲載しておりますので、内容を御確認いただいた上、その運用に遺漏のないようご注意ください。

○かいごへるぷやまぐち 改正概要掲載ページ

<https://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/3250.html>

2 報酬改定等に関する質問について

令和6年度報酬改定については、国からの通知（告示、留意事項通知、Q&A等）をよく読んだ上で、疑義がある場合はFAXでお問い合わせください。

FAX：083-922-3022

○令和6年度介護報酬改定について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

山口県では、これまでも質問はFAXでお問い合わせいただくようお願いしておりますが、特に介護報酬改定の時期は問い合わせが集中するため、御協力のほどお願いします。

（様式は「かいごへるぷやまぐち」内「事業者の方へ」→「指定等の手引き」→「4 変更・報告等」→「4 質問票」に掲載しています。）